

都市における訴訟の係属状況に関する調査結果の概要
(平成11年度)

- 速報値 -

[調査の概要]

これは、平成11年度の全国671の市、または市の機関が当事者となっている行政事件訴訟(住民訴訟を含む)並びに民事事件訴訟の平成12年3月31日現在で訴訟事件を抱えている市の状況(係属状況) 年度内に新たに一審に提起された事件の状況、 年度内に判決等(和解、取下を含む)があった事件の状況について調査を行ったものである。なお、この調査は昭和53年以降実施している。

1. 訴訟の係属状況

(1) 係争中の都市数及び事件数(平成12年3月31日現在)

1) 係争中の都市数

408市(対前年度16市増)で、全国671市の60.8%

2) 係争中の事件数

1,977件(対前年度4件増)で、該当市1市平均4.8件

ア. 行政事件 667件(対前年度37件増)

うち、住民訴訟 280件(対前年度14件増)

イ. 民事事件 1,310件(対前年度33件減)

3) 過去5年間の都市数及び事件数の推移

ア. 全都市に占める訴訟を抱えている都市の比率は、平成11年度は60.8%で対前年度比2.4ポイント増加した。

イ. 行政事件数は、平成11年度に対前年度比5.9%増加した。

ウ. 民事事件数は、平成11年度に対前年度比2.5%減少した。

* 過去5年間の推移

	H7	H8	H9	H10	H11
都市数	386	390	403	392	408
事件数(総数)	1,719	1,766	1,856	1,973	1,977
(行政)	430	448	570	630	667
(民事)	1,289	1,318	1,286	1,343	1,310

4) 人口段階別(7頁注1参照。以下同じ。)の都市数及び事件数の状況

人口段階の上位の都市ほど係争中の事件を抱えている比率が高く、また事件数も多い。

特に、指定都市は該当市1市平均事件数53.5件、人口100万人当たりの事件数33.4件と、他の人口段階に比べて多い。

* 人口段階別の該当市の比率では、指定都市及び50~100が100.0%、25~50が98.4%、10~25が83.2%、5~10が57.5%、~5が35.7%となっている。

5) ブロック(地域)別(7頁注2参照。以下同じ。)及び都道府県別の都市数及び事件数の状況

ア. ブロック別にみると、係争中の都市の比率は、前年度と同様、近畿の84.6%が最も高い。

また、人口100万人当たりでみた事件数は、全国平均が21.7件となっており、近畿以西のブロックで多い傾向にあり、中でも近畿の34.0件が最も多く、逆に、東海以北のブロックで少なくなっている。

* ブロック別では、近畿が84.6%、関東67.6%、中国63.3%、東海62.0%、四国60.0%、北海道及び九州50.0%、東北47.6%、北信越が39.3%となっている。

イ. 都道府県別にみると、係争中の都市の比率は、神奈川県、徳島県の100.0%が最も高く、次いで、兵庫県90.9%、大阪府87.9%、逆に秋田県の22.2%が最も低く、次いで愛媛県25.0%、佐賀県、鹿児島県の28.6%となっている。

また、人口100万人当たりでみた事件数は、高知県の66.5件、徳島県41.7件が多く、逆に愛媛県の3.7件、岩手県8.1件が少ない。

6) 事件別都市数の状況

ア. 行政・民事の両事件を抱えている都市 172市
 イ. 行政事件のみを抱えている都市 75市
 ウ. 民事事件のみを抱えている都市 161市

7) 住民訴訟の状況

ア. 係争中の都市数は144市で、全都市の21.5%、また、行政事件を抱えている都市の58.3%となっている。

イ. 係争中の事件数は、280件で前年度より14件増加し、該当市1市平均1.9件となっている。

* 過去5年間の推移

	H7	H8	H9	H10	H11
都市数	87	101	126	132	144
事件数	149	177	231	266	280

8) 係属裁判所の状況

行政事件、民事事件とも地方裁判所に係属している事件が多く、行政事件が473件で行政事件全体の70.9%を占め、民事事件が1,103件で民事事件全体の84.2%を占めている。

2. 新たに提起された訴訟事件(平成11年度中)

(1) 新たに提起された訴訟事件数及び都市数

1) 新たな訴訟事件を抱えた都市数

282市(対前年度 2市減)で、全国671市の42.0%

2) 新たに提起された事件数

2,118件(対前年度 122件増)で、該当市1市平均7.5件

ア. 行政事件 265件(対前年度 17件減)

うち、住民訴訟 103件(対前年度 5件減)

イ. 民事事件 1,853件(対前年度 139件増)

* 過去5年間の推移

	H 7	H 8	H 9	H 10	H 11
都市数	254	247	279	284	282
事件数（総数）	1,592	1,514	1,898	1,996	2,118
（行政）	148	183	297	282	265
（住民訴訟）	(24)	(57)	(104)	(108)	(103)
（民事）	1,444	1,331	1,601	1,714	1,853

住民訴訟事件数は、行政事件数の内数。

3) 人口段階別の事件数及び都市数の状況

ア．事件数は、指定都市が1,205件と多く、全体の56.9%を占めている。

* 該当市の比率は、指定都市が100.0%、50～100が87.5%、25～50が79.4%、10～25が63.6%、5～10が31.7%、～5が23.2%となっている。

イ．新たな訴訟事件を抱えた都市の比率は、人口段階の上位の都市ほど高く、人口50万人以上の都市は、8割以上が抱えている。

ウ．該当市1市平均事件数の最も多いのは、指定都市で100.4件となっている。

4) ブロック別及び都道府県別の事件数及び都市数の状況

ア．ブロック別にみると、事件数は前年度と同様、近畿が836件と最も多く、全国の39.5%を占め、次いで九州526件、関東231件、東海165件となっており、逆に、北海道46件、北信越が54件と少ない。

また、新たな訴訟事件を抱えた都市の比率は、近畿59.3%が最も高く、次いで四国50.0%、関東47.6%、中国46.9%、東海35.4%、北信越32.8%、北海道32.4%、九州31.9%、東北31.7%となっている。

イ．都道府県別該当市の比率は、鳥取県、徳島県の75.0%が最も高く、次いで神奈川県73.7%、大阪府、高知県の66.7%となっている。

(2) 新たに提起された事件の事件種別概要

1) 行政事件の事件種別概要

事件数は265件（対前年度17件減）で、租税関係が69件、次いで建設行政関係40件、職員関係23件となっている。

うち、住民訴訟は103件（対前年度5件減）で、環境衛生行政関係13件、建設行政関係11件、次いで教育行政関係10件となっている。

2) 民事事件の事件種別概要

事件数1,853件（対前年度139件増）で、土地・建物等に関する事件が1,580件と最も多く、次いで損害賠償請求事件216件、金銭に関する事件45件、その他12件となっている。

3. 平成 11 年度中に判決等があった訴訟事件

(1) 判決等の状況

1) 判決等のあった事件数

ア. 市勝訴、市敗訴件数及び率（いずれも控訴もしくは上告された事件を含む）

	判決等のあった 事件数	市勝訴 (控訴もしくは上告 された事件を含む)		市敗訴 (控訴もしくは上告 された事件を含む)	
		件数 (対前年度)	率(%) (対前年度)	件数 (対前年度)	率(%) (対前年度)
行政事件	386 (3)	299 (+1)	77.5 (+0.9)	39 (+6)	10.1 (+1.6)
民事事件	2,104 (+128)	1,377 (+137)	68.4 (+2.7)	49 (+12)	2.4 (+0.4)

イ. 和解、取下件数及び率

	和 解		市取下		相手方取下	
	件数 (対前年度)	率(%) (対前年度)	件数 (対前年度)	率(%) (対前年度)	件数 (対前年度)	率(%) (対前年度)
行政事件	5 (+1)	1.3 (+0.3)	2 (+2)	0.5 (+0.5)	41 (13)	10.6 (3.3)
民事事件	463 (+1)	23.0 (1.5)	70 (13)	3.5 (0.9)	55 (9)	2.7 (0.7)

2) 裁判所別の判決等の状況

ア. 行政事件では、地方裁判所 205 件が最も多く、全体の 53.1% を占め、次いで高等裁判所 128 件、最高裁判所 53 件となっている。

イ. 民事事件では、地方裁判所 1,779 件が最も多く、全体の 88.3% を占め、次いで高等裁判所 151 件、簡易裁判所 55 件、最高裁判所 29 件となっている。

(2) 事件種別にみる判決等の状況

1) 行政事件

ア. 市勝訴等件数は 299 件で、そのうち租税関係が 98 件と最も多く、建設行政関係 59 件、職員関係 26 件となっている。

また、市勝訴率は、商工・農業行政関係が 90.9%、租税関係 88.3%、職員関係 86.7% となっている。

イ. 市敗訴等件数は 39 件で、租税関係 8 件、建設行政関係、教育関係がそれぞれ 5 件となっている。

ウ. 住民訴訟の判決等の状況のうち、市勝訴等件数は 107 件で、市勝訴率は 78.1% となっている。また、相手方取下が 16 件、取下率 11.7% となっている。

2) 民事事件

ア．市勝訴等件数は土地・建物等に関する事件が1,171件と最も多く、次いで損害賠償請求事件158件、金銭に関する事件35件となっている。また、市勝訴率は、土地・建物等に関する事件が70.3%と最も高く、金銭に関する事件60.3%、損害賠償請求事件58.3%となっている。

イ．市敗訴等件数は損害賠償請求事件が31件と最も多く、次いで土地・建物等に関する事件17件、金銭に関する事件1件となっている。

ウ．民事事件はその性格から和解、取下も多い。特に土地・建物等に関する事件が最も多く、和解389件、市取下68件、相手方取下20件となっている。

3) 訴訟係属期間の状況

ア．行政事件の平均係属期間は26.2ヶ月で、裁判所別では、最高裁判所45.4ヶ月、高等裁判所32.0ヶ月、地方裁判所17.6ヶ月となっている。

イ．民事事件の平均係属期間は9.0ヶ月で、裁判所別では、最高裁判所62.2ヶ月、高等裁判所37.2ヶ月、地方裁判所5.9ヶ月、簡易裁判所2.9ヶ月となっている。

4. 地方自治法第242条の2第1項第4号住民訴訟の状況

(1) 係争中の都市数及び事件数(平成12年3月31日現在)

1) 係争中の都市数

117市(対前年度8市増)で、全国671市の17.4%

2) 係争中の事件数

221件(対前年度18件増)で、該当市1市平均1.9件

3) 人口段階別の都市数及び事件数の状況

係争中の都市の比率は、人口規模の大きな都市で高い。

また、該当市1市平均事件数は、指定都市が2.9件、50~100が2.2件、25~50が2.0件となっている。

4) ブロック別の都市数及び事件数の状況

係争中の都市の比率は、近畿26.4%が最も高く、次いで四国23.3%、関東22.4%となっている。

該当市1市平均事件数は、四国が2.3件と最も多く、次いで東海の2.1件、北海道の2.0件となっている。

5) 過去5年間の都市数及び事件数の推移

都市数及び事件数共に増加の傾向にある。

* 過去5年間の推移

	H 7	H 8	H 9	H 10	H 11
都市数	74	80	100	109	117
事件数	118	129	172	203	221

(2) 新たな訴訟事件を抱えた都市数及び事件数

1) 新たな訴訟事件を抱えた都市数

53市(対前年度3市減)で、全国671市の7.9%

2) 新たに提起された事件数

80件(対前年度同数)で、該当市1市平均1.5件

* 過去5年間の推移

	H 7	H 8	H 9	H 10	H 11
都市数	15	33	50	56	53
事件数	20	48	72	80	80

3) 人口段階別の都市数及び事件数の状況

新たな訴訟事件を抱えた都市の比率は、指定都市が41.7%、25~50が17.5%となっている。該当市1市平均事件数は、指定都市が2.2件、25~50が2.0件となっている。

4) ブロック別の都市数及び事件数の状況

新たな訴訟事件を抱えた都市の比率は、四国が16.7%で最も高く、次いで関東11.8%となっている。

5) 事件種別の事件数の状況

新たに提起された住民訴訟103件のうち80件が4号住民訴訟で、77.7%を占めている。

その主な内訳は、建設行政関係10件、環境衛生関係9件となっている。

(3) 平成11年度における判決等の状況

1) 判決等のあった事件数

ア. 平成11年度中に新たに提起された事件 7件(対前年度2件減)

イ. 平成10年度以前から係属中の事件 95件(対前年度7件増)

2) 市勝訴等件数及び市勝訴率

件数 79件(対前年度 1件減)

率 77.5%(対前年度 5.0ポイント減)

3) 市敗訴等件数及び市敗訴率

件数 10件(対前年度 5件増)

率 9.8%(対前年度 4.6ポイント増)

4) 相手取下件数及び取下率

件数 11件(対前年度 1件増)

率 10.8%(対前年度 0.5ポイント増)

5) 和解件数及び和解率

件数 2件(対前年度 同数)

率 2.0%(対前年度 0.1ポイント減)

6) 相手方取下を市の主張に添った結果と考えると、88.2%が市の主張に沿った結果といえよう。

7) 判決等のあった裁判所は、地方裁判所の60件が最も多く、次いで高等裁判所30件、最高裁判所12件となっている。

8) 訴訟当事者の状況

訴訟当事者別に見ると、市長のみが当事者となっている事件52件、51.0%、部課長等と一緒に当事者となっている事件40件、39.2%、市長以外の者が当事者となってい

る事件 10 件、9.8%となっている。

注 1) 人口段階別

指定都市：政令指定都市

50 ～ 100：人口 50 万人以上 100 万人未満

25 ～ 50：人口 25 万人以上 50 万人未満

10 ～ 25：人口 10 万人以上 25 万人未満

5 ～ 10：人口 5 万人以上 10 万人未満

～ 5：人口 5 万人未満

注 2) ブロック（地域）別

北海道：北海道

東 北：青森・岩手・宮城・秋田・山形・福島

北信越：新潟・富山・石川・福井・長野

関 東：茨城・栃木・群馬・埼玉・千葉・東京・神奈川・山梨

東 海：岐阜・静岡・愛知・三重

近 畿：滋賀・京都・大阪・兵庫・奈良・和歌山

中 国：鳥取・島根・岡山・広島・山口

四 国：徳島・香川・愛媛・高知

九 州：福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄